平成２３年（フ）第２５４号
長崎県佐世保市上原町352番地152
債務者　金子　信子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
愛知県刈谷市末広町１丁目10番地３、前住所愛知県刈谷市稲場町６丁目203番地
債務者　ピンクモンスターこと　朝日　貴則
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
愛知県安城市二本木町長根61番地１　フェリス二本木303
債務者　亀島　敏郎
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２７１号
東京都八王子市川口町913番地７
債務者　荒井　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４０号
長崎県佐世保市十郎新町９番１号　十郎原団地Ｄ－１棟303号、旧住所長崎県佐世保市大和町112番地　紅葉ハイツ２階１号
債務者　千北　　希（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
長崎県佐世保市田原町６番18号
債務者　西川美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１６０号
東京都東大和市湖畔３―1134―４森山方、住民票上の住所東京都東大和市蔵敷３丁目799番地の７芝中住宅イ14―410号
債務者　工藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３３９号
東京都清瀬市元町２丁目18番16号エヴァ清瀬元町１Ａ
債務者　磯部　京平
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６９号
北海道帯広市西19条南４丁目34番32号　明和団地１―132
債務者　渡辺恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２７４号
東京都多摩市愛宕２丁目２番地５―202
債務者　鎌倉　光明
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１２号
東京都福生市大字熊川1448番地１ライオンズマンション拝島第２―402号室
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０３号
東京都あきる野市野辺529番地２ハイネス秋川105号
債務者　若林かおる
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９９号
栃木県足利市大町11番地４
破産者　有限会社オーテック電設
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４９号
栃木県佐野市犬伏新町1323番地４
破産者　有限会社日建
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２１４号
青森県むつ市大字田名部字上道87番地264
破産者　株式会社ヤマイチｙｕｍｉ
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３９号
仙台市青葉区東勝山２丁目７－８
破産者　株式会社宮城ＮＨＳ管財
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３４号
宮城県多賀城市栄１丁目１番55号
破産者　有限会社平塚運輸
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係